

# 関係住民の意見の聴取 方法について【提案書】

関係住民の意見の聴取方法について

**【提 案 書】**

平成15年11月19日

紀の川流域委員会 意見聴取検討会

# 関係住民の意見の聴取方法について

はじめに	-----	P 1
1. 効果的な聴き方の方法について	-----	P 2
1) 流域委員会の周知を高めるセミナーの開催	-----	P 2
2) 関係住民から意見をいただく説明会の開催	-----	P 2
(説明会の対象)		
(関係住民説明会の方法)		
(地方自治体説明会の方法)		
3) 広く意見を聴取するアンケートの実施	-----	P 3
(アンケートの対象)		
(アンケートの方法)		
流域住民へのアンケートの方法		
流域外の利用者へのアンケートの方法		
インターネットの利用		
(アンケートの内容)		
(アンケート結果のより幅広い周知)		
2. 河川整備計画原案を案内する方法について	-----	P 4
1) 原案内容を案内するパンフレットの作成	-----	P 4
(パンフレットのイメージ)		
(パンフレットの内容)		
3. 河川整備計画原案を効率的に理解して頂く方法について	-----	P 5
(原案の説明にあたっての注意点)		
(説明会の開催内容)		
(住民意見の反映基準)		
4. 意見聴取のフォローアップについて	-----	P 6
(聴取した意見の公開)		
(河川整備計画に反映できない意見に対する施策)		

## 資料

意見聴取の流れ図(案)

## はじめに

紀の川流域委員会（以下「委員会」という）は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、紀の川河川整備計画（以下「河川整備計画」という）の策定にあたり、同河川整備計画及び関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることを目的に、国土交通省近畿地方整備局長（以下「整備局長」という）が平成13年6月7日に設置したものである。

委員会では、約2年間にわたる審議において、「紀の川河川整備計画立案に向けての考え方」がまとまりつつある中で、もう1つの目的である「関係住民の意見の聴取方法」についての審議を行うこととなった。

委員会から、「関係住民の意見の聴取方法」について基本的な考え方を作成するため、「紀の川流域委員会意見聴取検討会（以下「検討会」という）」を平成15年7月28日に発足させ、検討結果を委員会に提案することを求めた。

本抄は、検討会で議論した検討内容を取りまとめたものである。

## 1. 効果的な聴き方の方法について

河川管理者が行う「関係住民の意見の聴取方法について」は、その効果的な聴き方の方法として、流域委員会の周知を高めるセミナーを開催した上で原案の説明会を市郡単位で開催し、アンケートの実施で広く意見を聴取することが望ましい。

### 1) 流域委員会の周知を高めるセミナーの開催

委員会において整備計画の議論をしていることを広く周知するため、マスコミと地方自治体を対象にセミナーを行い、一般にも公開する。

セミナーは、マスコミにより正確な整備計画の情報を広く報道していただくことで、関係住民に対して委員会と原案の周知を高める。

### 2) 関係住民から意見をいただく説明会の開催

河川管理者は、関係住民の意見の聴取にあたり説明会を開催し、原案を理解していただき、原案に対する意見を聴取する。

#### (説明会の対象)

関係住民の説明会は、河川整備計画に直接関係のある沿川住民および、関係する地方自治体に対して説明会を行う。

また、関係住民等の他、環境学習を行っている小中学校にも説明会の案内を行い教諭の参加を促す。

#### (関係住民説明会の方法)

河川整備計画に直接関係する地域は、河川管理者が原案の説明会を市郡単位で開催し、関係住民の意見を聴取する。

説明会での聴き方としては、これまでの河川整備とは異なり、「原案の段階から住民の意見を聴く」手続きが導入されたことにより当該手続きを実施していることを認識していただくことが重要である。また、関係住民の中でも治水上危険性のある地域や直接工事の影響を受ける対象者には、説明会の開催方法に配慮を行うことで原案の理解を高め、十分な意見聴取を行うことが大切である。

#### (地方自治体説明会の方法)

河川管理者は、関係する地方自治体の担当者に原案の説明会を市郡単位で開催する。

河川整備計画は、地方自治体が行う事業に関係することや、その業務が住民の生活に直接影響することを重視し、地方自治体から十分な意見聴取を行う必要がある。

これからの河川改修は、地方自治体と国が協力して行うことが必要であり、河川管理者は、地方自治体の意見が沿川住民の生活に影響することを認識したうえ、河川整備計画と地方自治体の意見に大きな齟齬が無いようにすることが望ましい。

### 3) 広く意見を聴取するアンケートの実施

河川管理者は、整備計画について関係住民以外にも広く意見を聴取するためにアンケートを行う。

#### (アンケートの対象)

アンケートは、紀の川流域住民や紀の川の利用者に範囲を広げて行い、意見の聴取を行う。

#### (アンケートの方法)

河川管理者は、アンケートの実施にあたって、広く意見を聴取すること並びに、アンケートの回収率の向上に留意して取り組まなければならない。また、アンケートの配布を行うときは、質問票と河川整備計画原案をわかりやすく表したパンフレットを同封する。なお、配布と回収は、対象の別により以下の方法とすることが望ましい。

##### 流域住民へのアンケート方法

流域住民に対しては、自治会を通じた回覧板や地方自治体の広報誌を利用してアンケートの周知と配布を行う。その回収方法は、郵送や自治体役場にアンケート回収箱を設置する。

##### 流域外の利用者へのアンケート方法

流域外の紀の川の利用者は、阪南市・泉南市・泉佐野市・泉南郡を対象に自治会を通じた回覧板や地方自治体の広報誌を利用してアンケートの周知と配布を行う。その回収方法は、郵送や自治体役場にアンケート回収箱を設置する。

##### インターネットの利用

幅広くアンケートを回収する手段として、インターネットの利用を検討する。

#### (アンケートの内容)

河川管理者は、アンケートの内容について以下の点に配慮のうえ作成する。

- ・デザインは無味乾燥としたものではなく、回答しやすいものとする。
- ・専門用語を減らし、アンケート単独で回答が可能な内容とする。
- ・使用するのには、わかりやすい漢字とし、難しい漢字にはルビをつける。
- ・河川整備に関する記述にあたっては、誤解がないよう曖昧な表現はしない。
- ・河川整備に関する設問は、パンフレットとリンクさせ、対象が分かった上で判断できる表現にする。
- ・意見の拡散を避けるため原案に係る設問は択一式で行い、回答の理由は個人の思いが表しやすい自由記述式とする。
- ・複数回答する設問は集計が難しいので、なるべく造らないことが望ましい。
- ・自由な意見を聴取するため、河川への思いを述べる自由記述欄を設ける。
- ・環境への配慮を聞くことで、住民参加の施策づくりの参考とする。

(アンケート結果のより幅広い周知)

アンケートの結果は、関係住民やアンケート回答者の関心が高くなることに鑑み、速やかにその結果を公表することが望ましい。

アンケートの結果は、インターネットでの公表、新聞各紙への掲載、地方自治体の広報誌に掲載する等して、広く周知する。

## 2. 河川整備計画原案を案内する方法について

河川管理者は、原案の案内にあたりマスコミや地方自治体を対象にセミナーを行い、マスコミによる原案の詳細な報道を促し、原案の周知を高める。

原案を関係住民に案内する方法は、パンフレットやリーフレットを作成し、地域の回覧板や地方自治体の広報誌を利用する。また、幅広く案内する手段としては、インターネットやマスメディアを活用する。

### 1) 原案内容を案内するパンフレットの作成

河川管理者は、原案内容を案内するためパンフレットを作成する。パンフレットは、関係住民に配布するほか、インターネットや地方自治体の広報誌に利用する。

(パンフレットのイメージ)

パンフレットは、読んでいただけることが大切であるため、以下に留意して作成する。

- ・タイトルはメッセージ性の強いものとし、印象に残るものにする。
- ・河川整備のやり方がこう変わるという目玉を訴えることで興味深くする。
- ・関係住民の意見が原案に反映されうることを訴える。
- ・文字を減らし、写真やイラストなどを多く使うことで読みやすくする。
- ・パンフレットの図は、できるだけ大きくしイメージをとらえやすくする。
- ・現況と計画を色分けすることで、メリハリを付けてわかりやすくする。

(パンフレットの内容)

パンフレットの内容は、実質的でわかりやすいものとするため、以下の点に留意する。

- ・原案は、わかりやすい表現とする。また、難しい言葉や必要以上に詳細な情報は、極力用いない。
- ・専門用語の解説が必要である。
- ・図等も見やすくするとともに何を言いたいのか分かるようにする。
- ・色の使い方や写真・文字の大きさ等の表現にも配慮し、分かりやすくする。
- ・河川整備のやり方がどのように変わったのかを明確にする。
- ・パンフレットの最初に、4ページ程度で要点の説明をする。
- ・地元と直接関係する計画は、大写しに記載する。
- ・整備計画立案のプロセスが解るように説明・記述する。

- ・河川全体を総合的な目で見えた事業の必要性を説明する。
- ・事業により、流域がどのような影響を受けるかを説明する。
- ・詳しく見たい方には、ホームページを見ていただくように案内する。
- ・一般の人が参加して議論が続けられる取り組みとして、広く社会的合意を得られるソフト施策(河川愛護モニター・ボランティア サポート プログラム制度など)を載せることが望ましい。

### 3．河川整備計画原案を効率的に理解して頂く方法について

河川管理者は、原案を効率的に理解していただくために、原案の説明内容と説明会の開催内容に配慮する。また、意見の聴取にあたっては、反映基準を明確に示す必要がある。

#### (原案の説明にあたっての注意点)

原案を効率的に理解していただくためには、公表する原案が理解を得やすい内容であることが求められるため、河川管理者は以下の点に留意して原案の説明資料を作成する。

- ・原案のプロセスが分かる内容を記述する。
- ・原案がなぜこのように決まったのか、記者や一般住民にそのプロセスを周知・理解していただける内容を記述する。
- ・原案は、地方自治体の理解が得られることが必要である。

#### (説明会の開催内容)

原案の説明会を効率的に行うため、以下の点に留意して行うことが望ましい。

- ・地域の関連する内容を重点的に時間配分する。
- ・治水上困っている地域の説明会は、現地視察も合わせて行うことが望ましい。
- ・出席者を増やすために夕方の開催を検討する。
- ・専門分野の意見として、流域委員の参加を検討する。

#### (住民意見の反映基準)

河川管理者が意見の聴取を行うにあたり、対象者に対して「反映できる意見」と「出来ない意見」を明確に示す必要がある。

反映できない意見としては、以下があげられる。

河川法上の制約により、河川管理者が実施不可能なもの  
 技術的、制度的等今後20～30年間に実施不可能なもの  
 河川整備の方向性に逆行しているもの  
 社会的意義が低いもの、もしくは無いもの  
 社会的合意が得られないもの、もしくは得られそうにないもの

#### 4．意見聴取のフォローアップについて

河川管理者は、説明会やアンケートの意見聴取において出された意見が「どのように整備計画に反映されたか」また、反映されなかった場合は「なぜ反映されないのか」について説明する。また、意見聴取のフォローアップを行うことは、整備計画の枠に入りきらない課題がソフト施策として継続することになり、住民活動の基となると考えられる。

##### （聴取した意見の公開）

聴取した意見は、広く公開していくことが必要である。

- ・聴取した意見は公開する。
- ・頂いた意見に対する回答を行う。
- ・公開は、インターネットホームページで行う。

##### （河川整備計画に反映できない意見に対する施策）

河川整備計画に反映できない意見に対しては、以下の取り組みを検討する。

- ・反映出来ない意見においても以後検討する可能性のあるものについては、検討していく仕組みづくりが必要である。
- ・紀の川の流域に関して考え続けるネットワークが存在し続けることが望ましい。
- ・今後の住民活動に期待できる仕掛け（プラットフォーム）作りをする。
- ・住民活動を育てるソフト施策を検討して行く。

